

東白川村移住定住事業宿泊体験実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東白川村が行う移住定住を促進するため、移住希望者のうち宿泊体験を希望する者（以下「利用者」という。）が東白川村で宿泊体験を行うことによって、移住への決断を促すことを目的とする。

（宿泊体験施設）

第2条 宿泊体験に供する施設は、東白川村神土 606 番地フォレストスタイル事務所（以下「宿泊体験施設」という。）としていた住宅とする。

（利用者）

第3条 宿泊体験施設を使用できる利用者は、生計同一の家族を単位とし、宿泊体験できる定員を定めない。また、利用は2回までとする。ただし、家族以外の者が含まれる場合、及び村内在住者はその利用を認めない。

（宿泊体験の内容）

第4条 宿泊体験できる期間は、一泊2日とし、初日正午以降に開始し、翌日午前中に終了するものとする。

（費用）

第5条 宿泊体験施設の利用料は無料とする。

（設備の利用）

第6条 利用者は、宿泊体験施設の水道、ガス、電気、テレビ、インターネットの通信設備を利用することができる。

（体験施設の使用申込み）

第7条 宿泊体験施設の利用を希望する者は、宿泊を希望する日の10日前までに東白川村長へ宿泊体験施設利用申請書（様式第1号）を提出するものとする。東白川村長は、第3条の利用者の要件を満たし、かつ、宿泊体験施設の利用が可能な場合、これを許可する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。